

2021年11月吉日
株式会社 三十三銀行

お客さま各位

投資信託「NISA口座」のみなし廃止について

2021年度税制改正により、現在お客さまが開設されているNISA口座が以下の要件に該当する場合には、2022年1月1日をもってNISA口座は自動的に廃止されることとなりました。

<要件>

- 本年12月末時点で、1. および2. の両方に該当する場合、廃止となります。
1. 当行において、2017年分の非課税管理勘定（NISA）が設定されている。
 2. 2018年以降のNISAを当行で開設していない。（マイナンバーを当行に未提出）

<廃止日など>

2022年1月1日をもってNISA口座を廃止（みなし廃止）させていただきます。
本件について、お客さまにお願いする手続きはございません。

<その他>

住所変更等で既にマイナンバーを当行にご提出いただいたお客さまにおかれましても、2018年以降のNISAが開設されていない場合、「みなし廃止」の対象となります。

なお、お客さまがNISA口座の継続を希望される場合には所定の手続きが必要です。

以上

<本件に関する問い合わせ先>

株式会社三十三銀行

営業企画部

金融商品管理課

TEL 0120-528-104